

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第七十二号）新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

<p>第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験（以下「適性試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験（以下「適性試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 188 912 427">科目</td> <td data-bbox="810 427 912 1120">合格基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 188 912 427">(略)</td> <td data-bbox="810 427 912 1120">(略)</td> </tr> </table>	科目	合格基準	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 1120 912 1359">科目</td> <td data-bbox="810 1359 912 2038">合格基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1120 912 1359">(略)</td> <td data-bbox="810 1359 912 2038">(略)</td> </tr> </table>	科目	合格基準	(略)	(略)
科目	合格基準								
(略)	(略)								
科目	合格基準								
(略)	(略)								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 188 810 427">聴力</td> <td data-bbox="293 427 810 1120"> 一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 188 810 427">(略)</td> <td data-bbox="293 427 810 1120">二 (略)</td> </tr> </table>	聴力	一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。	(略)	二 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1120 810 1359">聴力</td> <td data-bbox="293 1359 810 2038"> 一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1120 810 1359">(略)</td> <td data-bbox="293 1359 810 2038">二 (略)</td> </tr> </table>	聴力	一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。	(略)	二 (略)
聴力	一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。								
(略)	二 (略)								
聴力	一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。								
(略)	二 (略)								
2 (略)	2 (略)								